

(案)

平成21年12月22日

## 総合周産期母子医療センター・大塚病院の今後の役割（搬送調整等）について

平成21年10月、大塚病院が総合周産期母子医療センターとして指定されたことに伴い、今後の大塚病院の役割について以下のとおりとする。

## 1 母体・新生児の受入れ及び搬送調整について(協議会了承後)

区西北部の搬送調整については、これまでどおり、日大板橋病院が行う。

現在帝京大学病院が行っている区東北部の搬送調整についても帝京病院がこれまでどおり行う。

区西北部のうち、豊島区内からの搬送受入や搬送調整依頼が、大塚病院に対しあったものについては、大塚病院において受入れを積極的に行うとともに、区西北部ブロック内の搬送調整を大塚病院が行う。区西北部ブロック内の調整が困難だった場合は、区西北部搬送調整役の日大板橋病院と調整して、大塚病院が消防庁周産期搬送コーディネーターへ搬送調整依頼をする。

これまでの大塚病院の搬送受入の実施をかんがみて、ブロックの搬送調整を担うよりも、今後も引き続き、総合として積極的に母体及び新生児の受け入れに努める。区東北部及び区西北部（豊島区を除く）の搬送調整は、これまでどおり帝京病院と日大板橋病院が行うが、消防庁搬送コーディネーターの搬送調整でも受け入れが決まらなかった場合は、総合による最後の砦（受入先）として、豊島区内は大塚病院が、区東北部内は帝京病院と協力・連携し、受け入れに努める。

## 2 ネットワークグループ事業について

区西北部区域のリーダー役は日大板橋病院とする。（既に実施済）  
（ただし大塚病院が総合サブとして参加する）

区東北部区域のリーダー役は帝京病院とし、区東北部区域における、一次、二次医療機関等とのネットワーク事業を今後実施する。  
（その際、大塚病院は総合サブとして参加する）

## 3 多摩当番について(21年12月～開始)

区部の総合周産期医療センターが輪番制で、多摩地域内において搬送先の選定が困難になった場合、選定・受け入れに協力する多摩当番に、大塚病院も12月から実施する。

## 4 周産期医療関係者研修について(平成22年度～)

地域周産期医療センター及び地域の周産期関連施設等の医師、助産師、看護師等に対し、周産期医療に必要な専門的、基本的な知識、技術を習得させることを目的とした、「周産期医療関係者研修」を都内総合周産期医療センターが持ち回りで実施する。21年度は杏林大学が実施する。22年度を大塚病院が実施する。